

12 行政処分と罰則

産業廃棄物を不適正に処理している場合は、改善命令や措置命令などの行政処分を受けることがあります。また、法律により罰せられることがあります。

なお、法人の代表者又は法人（個人経営にあつては事業主）の代理人、使用人その他の従業員が、その法人（個人経営にあつては事業主）の業務に関して違反行為をした場合は、行為者を罰するほか、その法人（個人経営にあつては事業主）も罰せられます。（両罰規定）

違反の内容	罰則
法第25条 第1号 無許可営業 第2号 不正手段による営業許可取得 第3号 無許可事業範囲変更 第4号 不正手段による事業範囲変更許可取得 第5号 事業停止命令違反・措置命令違反 第6号 委託基準違反 第7号 名義貸しの禁止違反 第8号 施設無許可設置 第9号 不正手段による施設設置許可取得 第10号 施設無許可変更 第11号 不正手段による施設変更許可取得 第12号 無確認輸出（未遂を含む） 第13号 受託禁止違反 第14号 不法投棄（未遂を含む） 第15号 不法焼却（未遂を含む） 第16号 指定有害廃棄物の処理禁止違反	5年以下の拘禁刑 1,000万円以下の罰金 又はこの併科
法第26条 第1号 委託基準違反、再委託禁止違反 第2号 施設改善命令・使用停止命令違反・改善命令・措置命令違反 第3号 施設無許可譲受け・無許可借受け 第4号 無許可輸入 第5号 輸入許可条件違反 第6号 不法投棄・不法焼却目的収集運搬	3年以下の拘禁刑 300万円以下の罰金 又はこの併科
法第27条 無確認輸出予備	2年以下の拘禁刑 200万円以下の罰金又はこの併科
法第27条の2 第1号 管理票交付義務違反・記載義務違反・虚偽記載 第2号 管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（※収集運搬） 第3号 管理票回付義務違反 第4号 管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（※処分） 第5号 管理票・同写し保存義務違反 第6号 虚偽管理票交付 第7号 管理票不交付受託 第8号 虚偽管理票写し送付・虚偽報告 第9号 電子管理票虚偽登録 第10号 電子管理票報告義務違反・虚偽報告 第11号 管理票に係る勧告の措置命令違反	1年以下の拘禁刑 100万円以下の罰金
法第28条 第2号 土地形質変更の計画変更命令・措置命令違反	1年以下の拘禁刑 50万円以下の罰金
法第29条 第1号 欠格要件該当届出・事業場外保管届出義務違反、虚偽届出 第2号 施設使用前検査受検義務違反 第3号 施設計画変更等命令違反 第4号 処理困難通知義務違反・虚偽通知 第5号 処理困難通知保存義務違反 第6号 土地形質変更届出義務違反・虚偽届出 第7号 事故時応急措置命令違反	6月以下の拘禁刑 50万円以下の罰金
法第30条 第1号 帳簿備付け義務違反・記載義務違反・虚偽記載・保存義務違反 第2号 業廃止・変更届出・施設変更届出・施設相続届出・虚偽届出等義務違反 第3号 施設定期検査受検拒否・妨害・忌避 第4号 維持管理事項記録義務違反・虚偽記載・備付け義務違反 第5号 処理責任者等設置義務違反 第6号 有害使用済機器保管等届出義務違反・虚偽届出 第7号 報告拒否、虚偽報告 第8号 立入検査拒否・妨害・忌避 第9号 技術管理者設置義務違反	30万円以下の罰金
法第32条（両罰規定） 第1号 無許可営業、不正手段による営業許可取得、無許可事業範囲変更、不正手段による事業範囲変更許可取得、無確認輸出（未遂を含む）、不法投棄（未遂を含む）、不法焼却（未遂を含む） 第2号 第25条から第30条までの違反行為（(1)を除く。）	(1) 3億円以下の罰金刑（法人） 各本条の罰金刑（個人） (2) 各本条の罰金刑
法第33条 第1号 事業場外応急保管届出・土地形質変更届出義務違反、虚偽届出 第2号 多量排出事業者処理計画提出義務違反・虚偽記載 第3号 多量排出事業者処理計画実施状況報告義務違反・虚偽報告	20万円以下の過料
法第34条 登録廃棄物再生事業者に係る名称独占規定違反	10万円以下の過料

※法第28条第1号及び法第31条の情報処理センターに関する罰則は省略している。